# とうしゅん後見支援預金

後見支援信託と同等の機能を備え、手続きが簡便な「後見支援預金」の取扱いを、 2019年10月1日より開始したします。

2019年10月1日現在

◆ご利用いただける方	後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から
	後見支援預金の利用について「契約締結の指示書」の交付を受けた方
◆預金の種類	普通預金(決済性預金を除きます)
◆適用金利	店頭表示の利率を適用します。
◆お取引の制限	・すべてのお取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取扱いとなります。
	・口座開設店の窓口でのみお取扱いいたします。
	・ATMによる入出金およびキャッシュカードの発行はできません。
	・公共料金等の自動支払いおよび給与・年金等の受取りにはできません。
	・インターネットバンキングのご契約はできません。
	・マル優のお取扱はできません。
◆□座開設手数料	10,000 円(税別)
	※成年被後見人の方が、当庫で年金をお受取りの場合は、5,000円(税別)となります。
◆□座管理手数料	2年目以降、年間3,000円(税別)
◆新規□座開設時に 必要な書類等	①家庭裁判所発行の「契約締結の指示書」(原本)
	②初回預入金(上記指示書に記載の金額)
	③被後見人および後見人のご本人確認書類
	④登記事項証明書(後見登記にかかるもの:原本)
	⑤後見人の実印及び印鑑証明書
	※お取引に実印以外のご印鑑を使用される場合は、そのご印鑑もお持ちください。
	すでに当金庫に後見人のお届をいただいているお客さまは、①②③と後見人の
	実印または使用印でお手続きが可能です。
◆その他特記事項	・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。
	・平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利
	息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、
	地方税 5%)の税金がかかります。

### 

※口座開設後のお取引の際は、「指示書」「通帳」「お届のご印鑑」「後見人様のご本人確認書類」を必ずご持参ください。



# 「後見支援預金」口座開設の流れ

#### 後見開始又は未成年後見人の選任の申し立て



申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出



#### 家庭裁判所による利用適否の検討



# 家庭裁判所が、後見人が後見支援預金の利用が適していると判断した場合

預入する金額、定期送金の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

※後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所が再検討します。



## 後見支援預金口座の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、「指示書」が後見人に発行されるので、「指示書」を持参して東春信用金庫で口座作成手続きをしてください。



### 口座作成後、家庭裁判所に作成報告

口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。

